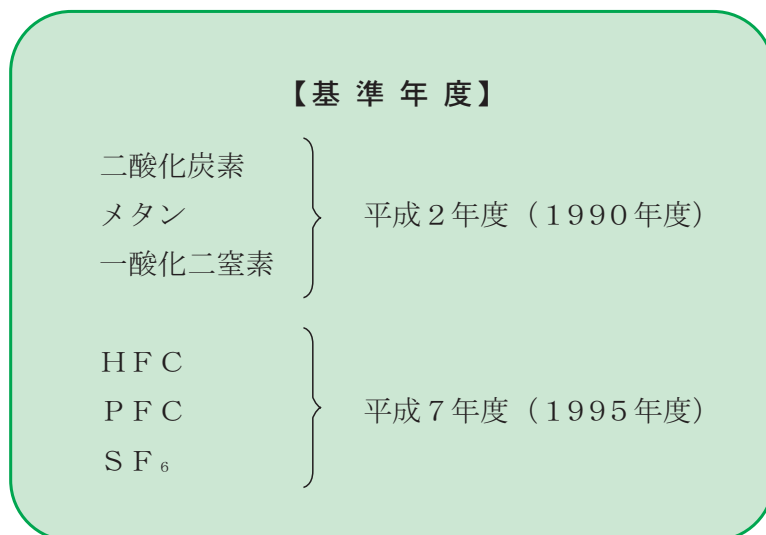


(3) 計画の基準年度

本計画の基準年度は、京都議定書の基準年（平成2年）を踏まえ、従来の計画と同様とします。



3 削減目標の設定

京都議定書目標達成計画で掲げている対策や県独自の取組みによる削減量を把握し、本県の実態を踏まえた実現可能な平成22年度（2010年度）における削減目標値を設定します。

また、温室効果ガスの削減を着実に進めるため、排出量の多い分野や増加の著しい分野における個別の目標値を設定します。